. . . 0 0 0 ო . . . 3 9 . . . 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組 5 学校単位で参加する大会・コンクール等の見直し 次 4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備 (1) 生徒のニーズを踏まえた部の設置 (2) 指導・運営に係る体制の構築 П (1) 部活動の方針の策定と公表 (2) 部活動用指導手引等の活用 1 適切な運営のための体制整備 3 適切な休養日等の設定 (1) 適切な指導の実施 (2) 地域との連携等 県方針策定の趣旨等 終わりに

埼玉県の部活動の在り方に関する方針

平成30年7月

埼玉県教育委員会

県方針策定の趣旨等

- 学校の部活動は、スポーツ、文化及び科学等に興味・関心のある同好の生徒が参加し、各部の責任者(以下「部顧問」という。)の指導の下、学校教育の一環として行われ、本県のスポーツ、文化及び科学等の振興を大きく支えてきた。
- 生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動は、スポーツ、文化及び科学等に親しませるだけでなく、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図るとともに、学習意称の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい。
- 生徒が生涯にわたって豊かな生活を実現する資質・能力を育む基盤として、部活動を持続可能なものとするためには、各自のニーズに応じた活動が行えるよう、速やかに、部活動の在り方に関し、改革に取り組む必要がある。
- スポーツ庁では、平成30年3月、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指し、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(以下「国のガイドライン」という。)を策定した。
-) そこで、県教育委員会では国のガイドラインに則り、「埼玉県の部活動の任り方 に関する方針」(以下「県方針」という。)を策定した。なお、県方針では、運動部 に加え文化部も対象とした部活動全体の方針としている。
- 県方針では、義務教育である中学校(義務教育学校後期課程、中等教育学校前期 課程、特別支援学校中等部を含む。以下同じ。)段階の部活動を主な対象とし、生 徒にとって望ましいスポーツ、文化及び科学等の活動の環境を構築するという観点 に立ち、部活動が、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施される ことを目指している。
- 県方針の基本的な考え方は、国のガイドラインに則ったものであり、学校の種類や学校の設置者の違いに関わらず該当するものであることから、高等学校段階の部活動についても県方針を原則として適用し、速やかに改革に取り組む。その際、高等学校段階では、各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留着する。
- 県教育委員会は、県方針に基づく部活動の取組状況について、定期的にフォローアップを行う。

П

適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定と公表

- ア 市町村教育委員会は、国のガイドラインに則り、県方針を参考に、「設置する学校に係る部活動の方針」を策定する。
- イ 校長は、市町村立学校にあっては市町村教育委員会の「設置する学校に係る部活動の方針」に則り、県立学校にあっては「県方針」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。
- ウ 部顧問は、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会・コンクール等 の日程等)並びに毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会・コンクール等の参加日程等)を作成し、校長に提出する。
- エ 校長は、上記イ、ウの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- オ 県教育委員会及び市町村教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、上記イ、 ウに関し、各学校において部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、生徒や教員の数、学校教育法施行規則に規定される部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の運動部・文化部を設置
- / 表。 イ 教育委員会は、各学校の生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況や校務分担 の実態等を踏まえ、部活動指導員等を積極的に活用する。
- なお、部活動指導員等の活用に当たっては、学校教育について理解し、適切な 指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、部顧問との連携、生徒の発達の段略に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生時の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務(校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等)を遵守すること等に関し研修を行う。
 - が、ことに、部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、 数員の他の校務分章や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切 な校務分章となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及 び管理に係る体制の構築を図る。
 - と目在に示っています。日から エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握 し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・
- オ 教育委員会は、部顧問、部活動指導員等を対象とする指導に係る知識、実技及び技術の質の向上並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

2

カ 教育委員会及び校長は、教員の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策(平成 29年12月26日文部科学大臣決定)」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について(平成 30年2月9日付け 29 文科初第 1437号)」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び部顧問、部活動指導員等は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

部活動の指導において、部顧問、部活動指導員等による以下(例)のような発言や行為は体罰等として許されないものである。

先輩、後輩等の生徒間でも同様に許されないものであり、暴力行為やいじめ等の発生を防止することが必要である。

(()

- (7) 殴る、蹴る等。
- (4) 社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は 限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。
- ・長時間の正座・直立等特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。
- ・熱中症の発症が予見され得る状況下で、給水、休憩等の配慮をすることなく活動をさせる。
- ・武道等において、相手の生徒が受け身をできないように投げたり、まいったと意思表示しているにも関わらず攻撃を続けたりする。
- ・防具で守られていない身体の特定の部位を打突することを繰り返す。
- (ウ) パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。
- (エクシャルハラスメントと判断される行為や発言を行う。
 - ・指導に当たり必要性や適切さを超えて身体接触を行う。
- ・身体や容姿に係ること、人格否定的(人格等を侮辱したり否定したりするような)発言を行う。
-) 特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。

ಣ

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るため に体養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・ 外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正 しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基 礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、 競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、体養 を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、 発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た 上で指導を行う。 ウ文化部顧問は、生徒が生涯を通じて文化・科学等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう、体養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

(2) 部活動用指導手引等の活用

部顧問、部活動指導員等は、果教育委員会が作成する指導手引や「運動部活動指導資料」、各スポーツ競技の国内統括団体等が作成する指導手引等を活用して、2(1)に基づく指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

(1) 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、体養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とユェ

ア 学期中は、週当たり2日以上の体養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を体養日とする。週末に大会・コンクール等への参加等で活動した場合は、体養日を他の日に振り替える。)

イ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、一定程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

ウ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の体業日(学期中の過末を含む。)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

(2) 市町村教育委員会は、1 (1) に掲げる「設置する学校に係る部活動の方針」の 策定に当たっては、上記(1)の基準を踏まえ、体養日及び活動時間等を設定し、 明記する。

3) 教育委員会は、下記(4)に関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

- (4)校長は、1(1)に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、 上記(1)の基準を踏まえるとともに、市町村立学校にあっては市町村教育委員会 が策定した方針に則り、休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の 活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行うなど、その運用を徹底する。
- (5)なお、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、運動部共通、文化部共通、学校全体、市町村共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の日安を定めることも考えられる。

生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた部の設置

プログライに即び取出 が長は、生徒の1週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあること、また、生徒の運動・スポーツに関するニーズは、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行えるなど多様である中で、現在の運動部活動が、女子や障害のある生徒等も含めて生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部を設置する。

文化部についても、各学校の実態に応じて生徒の多様なニーズを踏まえた部を設置する。

教育委員会及び校長は、少子化に伴い、単一の学校では特定の部を設けることができない場合には、生徒の活動の機会が損なわれることがないよう、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加するなど、合同部活動等の取組を推進する。

(2) 地域との連携等

- ア 教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ、文化及び科学等の活動の環境を充実する観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体、文化団体等との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における環境整備を進める。
 - 教育委員会は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険に加入することや、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツ、文化及び科学等の活動に親しめる場所が確保できるよう、学校の施設開放事業や社会教育施設等との連携を推進する。
- ウ 教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための 教育や、スポーツ、文化及び科学等の活動環境の充実を支援するパートナーとい う考え方の下で、上記ア、イの取組を推進することについて、保護者の理解と協 力を促す。

10

5 学校単位で参加する大会・コンクール等の見直し

- (1) 教育委員会は、学校の運動部や文化部が参加する大会・コンクール等の全体像を 把握し、週末等に開催される様々な大会・コンクール等に参加することが、生徒や 部顧問の過度な負担とならないよう、大会・コンクール等の紡廃合等を主催者に要 請するとともに、各学校の運動部や文化部が参加する大会・コンクール等の綾原 限の目を築を定める。
- (2) 県教育委員会が定める上記(1)の目安等は、主に、教員特殊業務手当の支給対象となる対外運動競技等一覧に掲げる大会・コンクール等で、参加することが生徒や部顧問の過度な負担とならない範囲内とする。
- (3) 校長は、市町村立学校にあっては上記(1)の目安等を、県立学校にあっては上記(2)を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会・コンクール等を精査する。

窓 わり に

- - 位での活動も視野に入れた体制の構築が求められる。 ○ このため、教育委員会は、県方針を踏まえた部活動改革の取組を進めるとともに、 地域の実情に応じて、長期的に、地域全体で、これまでの学校単位の部活動に代わ りうる生徒のスポーツ、文化及び科学等の活動の機会の確保・充実方策を検討する 必要がある。